

復興特別所得税に関するご案内

広島県信用組合

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されました。

これにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる預金・定期積金の利子等や出資金の配当金等に課税される所得税に対して、2.1%の復興特別所得税が追加課税されます。

	平成 24 年 12 月 31 日まで	平成 25 年 01 月 01 日から 平成 49 年 12 月 31 日まで
預金・定期積金の利子等	20% (所得税 15%、住民税 5%)	20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)
出資金の配当金	20% (所得税 20%)	20.42% (所得税 20.42%)

- 利子の計算等にかかわらず、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる利子等の全額に対して上記税率が課税されます。
- 少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）を利用している場合は、復興特別所得税は課税されません。
- 個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成 25 年 1 月 10 日受渡分以降、「直前 2 回分の各利子（税引前）」相当額×0.8 から「直前 2 回分の各利子（税引前）」相当額×0.79685 となります。
- 今後、税制の改正等により、取扱いが変更となる場合があります。
- 本資料は金融商品の税制に関する一般的な案内です。本資料にかかわらず、お客様の個別の状況に応じて取扱いが異なる場合がありますので、具体的な取扱いにつきましては、税理士・税務署等にご相談ください。

以上

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00~17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1~3）